



発行 東京都

目次

告示

- 都市計画の変更(二件)……………
- …(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)…
- 都市計画事業の認可……………
- …(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)…
- 東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例第三条に規定する区域の範囲の変更……………
- …(都市整備局市街地建築部建築企画課)…
- 開発行為に関する工事完了……………
- …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…

公告

○東京都告示第五十六号
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により東京都市計画地区計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成三十年一月二十二日

東京都告示第五十八号

- 一 東京都知事 小 池 百合子
 都市計画を定める土地の区域
 東京都市計画地区計画
 臨海副都心有
 明北地区地区
 計画
 変更する部分
 江東区有明一丁目及び有明二丁目
 各地内
- 二 関係図書の縦覧
 場所
 東京都都市整備局都市づくり政策部
 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十
 二階北側)及び江東区役所
- 一 東京都知事 小 池 百合子
 都市計画の種類
 東京都市計画地区計画
 大崎駅西口地
 区地区計画
 変更する部分
 品川区大崎二丁目及び大崎三丁目
 各地内
- 二 関係図書の縦覧
 場所
 東京都都市整備局都市づくり政策部
 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十
 二階北側)及び品川区役所

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都市計画緑地事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成三十年一月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称
 板橋区
- 二 都市計画事業の種類及び名称
 東京都都市計画緑地事業第四十六号赤塚五丁目緑地
- 三 事業施行期間
 平成三十年一月二十二日から平成三十二年三月三十一日まで
- 四 事業地
 取用の部分
 板橋区赤塚五丁目地内
 使用の部分
 なし

公告

東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例第三条に規定する区域の範囲の変更について

東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例(昭和五十三年東京都条例第六十三号)第三条の規定に基づき、同条例別表第三 二十五の項の区域欄に掲げる区域のうち、町又は字の地内の区域について、その範囲を変更したので、次のとおり公告する。

平成三十年一月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 変更する区域 品川区大崎三丁目地内

二 変更年月日
三 縦覧場所

平成三十年一月二十二日
東京都都市整備局市街地建築部建築
企画課(東京都庁第二本庁舎三階南
側)

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一
項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
完了した。

平成三十年一月二十二日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
許可を受けた者の
住所及び氏名

小平市小川町一丁目四百十三
番九から同番十一まで
立川市幸町一丁目二十一番
地一

株式会社アステイク

代表取締役 宮谷 祐介

武蔵野市中町三丁目千六百八
十五番六
千代田区大手町一丁目九番
四号

株式会社日本政策金融公庫

管財部長 中島 聡

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)
電話 〇三(五三二一)一一一一

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七
号(代)
電話 〇三(三八二二)五二〇一

郵便番号
113-0001